

青森県報

号外第八十一号

令和四年
九月三十日
(金曜日)

目 次

条 例

○職員の子育休業等に関する条例の一部を改正する条例…… (人事課) …… 二

規 則

○青森県事務委任規則の一部を改正する規則……… (人事課) …… 六

○青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、

及び補助執行させる規則の一部を改正する規則……… (同) …… 六

訓 令

○青森県職員服務規程の一部を改正する訓令……… (人事課) …… 六

教 育 委 員 会

○青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令…… (職員福利課) …… 八

条 例

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年九月三十日

青 森 県 知 事 三 村 申 吾

青森県条例第三十六号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「次のいずれかに該当する非常勤職員」を「非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの」に改め、同号イ(1)中「第二条の四」を「当該子の出生の日から第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあつては当該期間の末日から六月を経過する日、第二条の四」に、「一、二歳」を「当該子が二歳」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(1) その養育する子が一歳に達する日（以下「一歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第二条の三第二号に掲げる場合に該

当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日。以下(1)において同じ。）

において育児休業をしている非常勤職員であつて、同条第三号に掲げる場合に該当して当該子の一歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(2) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第二条第四号ハを削る。

第二条の三第三号中「養育するため、非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該子の一歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が」に、「該当するとき」を「該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第三条第七号に掲げる事情に該当するときは口及びハに掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつてはハに掲げる場合に該当する場合）」に改め、同号口を同号ハとし、同号イ中「する育児休業」を「前号に掲げる場合に該当してする育児休業」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同イを同号口とし、同号にイとして次のように加える。

イ 当該非常勤職員が当該子の一歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの

日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあつては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の三第三号に次のように加える。

二 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日)が当該子の一歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の四中「養育するため、非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条に規定する場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、」を「養育する非常勤職員が」に、「とき」を「場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第七号に掲げる事情に該当するときは第二号及び第三号に掲げる場合に該当する場合、人事委員会規則で定める特別の事情がある場合にあつては同号に掲げる場合に該当する場合)」に改め、同条中第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して配偶者育児休業をする場合にあつては、当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第二条の四に次の一号を加える。

四 当該子について、当該非常勤職員が当該子の一歳六か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第二条の五を削る。

第三条中第五号を削り、第六号を第五号とし、同条第七号中「第二条の四」を「前条」に改め、同号を同条第六号とし、同条第八号中「その任期」を「任期を定めて採用された職員であつて、当該任期」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引き続き」を「引き続きいて特定職に」に、「当該任期の」を「、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第七号とし、同条の次に次の一条を加える。

(法第二条第一項第一号の条例で定める期間)

第三条の二 法第二条第一項第一号の条例で定める期間は、五十七日間とする。

第十一条第六号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和四年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に育児休業等計画書により任命権者に申し出た職員に対する改正前の職員の育児休業等に関する条例第三条（第五号に係る部分に限る。）及び第十一条（第六号に係る部分に限る。）の規定の適用については、なお従前の例による。

規則

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十二号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則（昭和三十六年九月青森県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第二十二号イ中「認定」の下に「並びに同条第六項及び第七項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定」を加え、同号ハ中「長期優良住宅建築等計画」の下に「及び長期優良住宅維持保全計画」を加える。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第五十三号

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則の一部を改正する規則

青森県知事の権限に属する事務の一部を委員会等に委任し、及び補助執行させる規則（昭和三十九年八月青森県規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号を次のように改める。

一 別表第一及び別表第二に掲げる費目に係る支出負担行為に関する事務（報酬、

給料、職員手当等及び共済費に係る事務で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するものを除く。）

第七条第四項中「児童手当等支給事務」の下に「で、電子計算組織により処理されるものその他の知事が指定するもの」を加える。

第八条第一項第一号中「費目（」の下に「報酬（警察職員に係るものに限る。）、「」を加え、「及び共済費（雇用保険料を除く。）で、警察職員のうち警察共済組合の組合員である者（地方公務員法第二十二條の二第一項第二号に掲げる職員を除く。）に係るもの並びに」を「、共済費及び」に改める。

第十三条第十号中「共済費」の下に「に係る事務」を加え、「及び第八条第一項第一号に規定する者」を「の規定により指定された事務」に改め、「に係る事務」を削る。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

訓令

青森県訓令第十一号

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年九月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県職員服務規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項中「職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号）第二条の三第三号に掲げる場合又は同条例第二条の四に規定する場合」を「第

一号から三号までに掲げる場合（第四号に該当する場合を除く。）に、「同条例第三条第八号に掲げる事情に該当して当該承認を受けようとする」を「第四号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例（平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。）第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 育児休業条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が一歳に達する日（当該請求をする再任用短時間勤務職員等が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該再任用短時間勤務職員等の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。第七条の七第一項において同じ。）が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする同号に規定する配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子が一歳に達する日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））以前の日である場合

三 育児休業条例第二条の四に規定する場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が一歳六か月に達する日以前の日である場合

四 育児休業条例第三条第七号に掲げる事情に該当して当該承認を受けようとする場合

第七条の三中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、同条第五項中「第一項の規定は育児休業法第三条第一項の規定による育児休業の期間の延長の請求について、第二項の規定は」を「第三項の規定は、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「職員の育児休業等に関する条例第三条第五号又は」を「育児休業条例」に改め、「第一項の育児休業承認請求書又は」を削り、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 育児休業をしている職員は、育児休業法第三条の育児休業の期間の延長を受けようとするときは、育児休業承認請求書により、当該育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月（第一号から第三号までに掲げる場合）第四号に該当する場合を除く。）にあつては二週間、第四号に掲げる場合にあつては当該日）前までに知事に請求しなければならない。

一 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内に

している育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間の延長を受けようとする場合

二 育児休業条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当してしている育児休業の期間の延長を受けようとする場合

三 育児休業条例第二条の四に規定する場合に該当してしている育児休業の期間の延長を受けようとする場合

四 育児休業条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を受けようとする場合

第二号様式の四中

□育児休業の承認 □育児休業の期間の延長
(再任用短時間勤務職員が1歳6か月までの子の育児休業又は再任用短時間勤務職員が2歳までの子の育児休業が必要な事情)

□再度の育児休業の承認 □再度の育児休業の期間の延長
(再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情)

□(1)育児休業の承認 (2)の承認を除く。)

□(2)同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業(地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。)を取得した場合のものに限る。)

□(3)育児休業の期間の最初の延長

□(4)育児休業の期間の再度の延長

(2)の承認若しくは(4)の延長が必要な事情又は(1)の承認のうち再任用短時間勤務職員等の1歳6か月までの子の育児休業の承認若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情)

に、

を

年	月	日から	年	月	日まで
年	月	日から	年	月	日まで

を

年	月	日から	年	月	日まで
年	月	日から	年	月	日まで
年	月	日から	年	月	日まで

に改め

同様式の注の2及び4中「再任用短時間勤務職員」と「再任用短時間勤務職員等」に改め、「再度の」を削り、同注の5中「再任用短時間勤務職員」と「再任用短時間勤務職員等」に改め、同注の9中「(当該請求に係る子の出生の日から57日間に、職員(当該期間内に産後休暇により勤務しなかつた職員を除く。)が当該請求に係る子について最初の育児休業をする場合を除く。)」と改め、

第二号様式の六中

職氏名	
育児休業等計画書	
職氏名	
育児休業等計画書	

を

「育児休業(育児短時間勤務)」と「育児短時間勤務」及び「第3条第5号(第11条第6号)」と「第11条第6号」及び「育児休業等」の「育児短時間勤務」

1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業	<input type="checkbox"/> 育児短時間勤務
2 請求に係る子		

を

1 請求に係る子	
----------	--

に

「3 請求者の計画」と「2 請求者の計画」に、「4 備考」と「3 備考」に改め、同様式の注の2中「育児休業承認請求書又は」を削り、同注の3中「育児休業等計画書」と「育児短時間勤務計画書」に改め、同注の4を削る。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

教 育 委 員 会

青森県教育委員会訓令甲第八号

庁 内 一 般
出 先 機 関
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年九月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員服務規程(昭和三十七年七月青森県教育委員会訓令甲第九号)の一部を次のように改正する。

第七条の二第一項中「職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号)第二条の三第三号に掲げる場合又は同条例第二条の四に規定する場合」を「第一号から第三号までに掲げる場合(第四号に該当する場合を除く。)」に、「同条例第三条第八号に掲げる事情に該当して当該承認を受けようとする」を「第四号に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 当該請求に係る子の出生の日から職員の育児休業等に関する条例(平成四年三月青森県条例第五号。以下「育児休業条例」という。)第三条の二に規定する期間内に育児休業をしようとする場合

二 育児休業条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が一歳に達する日(当該請求をする再任用短時間勤務職員等が同条第二号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該再任用短時間勤務職員等の配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。))が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当し

とする同号に規定する配偶者育児休業の期間の末日とされた日が当該請求に係る子が一歳に達する日後である場合は、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該配偶者育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）（以前の日である場合）

三 育児休業条例第二条の四に規定する場合に該当する場合であつて、当該請求をする日が当該請求に係る子が一歳六か月に達する日以前の日である場合

四 育児休業条例第三条第七号に掲げる事情に該当して当該承認を請求する場合
 第七条の二中第七項を第八項とし、同条第六項中「規定による」を「規定により」に、「受けようと」を「請求」に、「により教育長に請求」を「教育長に提出」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第一項の規定は育児休業法第三条第一項の規定による育児休業の期間の延長の請求について、第二項の規定は」を「第三項の規定は、」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「職員の育児休業等に関する条例第三条第五号又は」を「育児休業条例」に改め、「第一項の育児休業承認請求書又は」を削り、「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 育児休業をしている職員は、育児休業法第三条第一項の規定により育児休業の期間の延長を請求するときは、当該育児休業の期間の末日とされている日の翌日の一月（第一号から第三号までに掲げる場合）（第四号に該当する場合を除く。）（あつては二週間、第四号に掲げる場合にあつては当該日）前までに育児休業承認請求書を所属長を経由して教育長に提出しなければならない。

一 当該請求に係る子の出生の日から育児休業条例第三条の二に規定する期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間の延長を請求する場合

二 育児休業条例第二条の三第三号に掲げる場合に該当してしている育児休業の期間の延長を請求する場合

三 育児休業条例第二条の四に規定する場合に該当してしている育児休業の期間の延長を請求する場合

四 育児休業条例第三条第七号に規定する職員が任期を更新されることに伴い育児休業の期間の延長を請求する場合

第二号様式の二中

育児休業の承認 育児休業の期間の延長
 （再任用短時間勤務職員の 1 歳 6 か月までの子の育児休業又は再任用短時間勤務職員の 2 歳までの子の育児休業が必要な事情）

再度の育児休業の承認 再度の育児休業の期間の延長
 （再度の育児休業又は再度の育児休業の期間の延長が必要な事情）

(1) 育児休業の承認 ((2) の承認を除く。)

(2) 同一の子に係る 3 回目以後の育児休業の承認 (既に 2 回の育児休業 (地方公務員の育児休業等に関する法律第 2 条第 1 項各号に掲げる育児休業を除く。) を取得した場合のものに限る。)

(3) 育児休業の期間の最初の延長

(4) 育児休業の期間の再度の延長

(2) の承認若しくは(4) の延長が必要な事情又は(1) の承認のうち再任用短時間勤務職員等の 1 歳 6 か月までの子の育児休業の承認若しくは 2 歳までの子の育児休業の承認が必要な事情)

年	月	日から	年	月	日まで
年	月	日から	年	月	日まで

を

年	月	日から	年	月	日まで
年	月	日から	年	月	日まで
年	月	日から	年	月	日まで

に改め、

に

を

同様式の注の 1 及び 3 中「再任用短時間勤務職員」や「再任用短時間勤務職員等」と
 および「再度の」を記し、同注の 4 中「再任用短時間勤務職員」や「再任用短時間
 勤務職員等」とおおよび同注の 5 中「(当該請求に係る子の出生の日から 57 日間に、職
 員(当該期間内に産後休暇により勤務しなかつた職員を除く。)が当該請求に係る子
 について最初の育児休業をする場合を除く。)」を記す。

第 11 条第 6 号の 4 中「育 児 休 業 等 計 画 書」や「育児短時間勤務計
 画書」及び「育児休業(育児短時間勤務)」や「育児短時間勤務」及び「第 3 条第 5 号
 (第 11 条第 6 号)」や「第 11 条第 6 号」及び「育児休業等の」や「育児短時間勤
 務の」及び

1 請求の別	<input type="checkbox"/> 育児休業 <input type="checkbox"/> 育児短時間勤務
2 請求に係る子	
1 請求に係る子	

「3 請求者の計画」や「2 請求者の計画」及び「4 備考」や「3 備考」にお
 および同様式の注の 1 中「育児休業承認請求書又は」を記し、同注の 2 中「育児休業等
 計画書」や「育児短時間勤務計画書」におおよび同注の 3 を記し、同注の 4 を同注の 3
 とする。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

(発行所・発行人)
 青森市長島一丁目一番一号
 青 森 県

(印刷所・販売人)
 青森市第二問屋町三丁目一番七七号
 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
 定価 小口一枚二付十五円